

# 大田区景観審議会（第5回）

目 的	<u>1 第1回大田区景観まちづくり賞の受賞候補決定について</u> <u>2 色彩基準の適用除外について</u>			
日 時	<p style="text-align: center;">平成28年3月22日（火）</p> <p style="text-align: right;">開会 18時00分 閉会 19時43分</p>			
場 所	大田区本庁舎 2階 201～203会議室			
委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <input type="radio"/> 中井 検裕  <input type="radio"/> 大澤 昭彦  <input type="radio"/> 樋口 幸雄  <input type="radio"/> 山中 誠一郎  <input type="radio"/> 荘 真木子         </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <input type="radio"/> 野原 卓  <input type="radio"/> 杉田 早苗  <input type="radio"/> 宮澤 信一  <input type="radio"/> 川尻 幸由  <input type="radio"/> 加藤 芳夫         </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <input type="radio"/> 福井 恒明  <input type="radio"/> 杉山 朗子  <input type="radio"/> 小林 章彦  <input type="radio"/> 平澤 芳雄         </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>	<input type="radio"/> 中井 検裕 <input type="radio"/> 大澤 昭彦 <input type="radio"/> 樋口 幸雄 <input type="radio"/> 山中 誠一郎 <input type="radio"/> 荘 真木子	<input type="radio"/> 野原 卓 <input type="radio"/> 杉田 早苗 <input type="radio"/> 宮澤 信一 <input type="radio"/> 川尻 幸由 <input type="radio"/> 加藤 芳夫	<input type="radio"/> 福井 恒明 <input type="radio"/> 杉山 朗子 <input type="radio"/> 小林 章彦 <input type="radio"/> 平澤 芳雄
<input type="radio"/> 中井 検裕 <input type="radio"/> 大澤 昭彦 <input type="radio"/> 樋口 幸雄 <input type="radio"/> 山中 誠一郎 <input type="radio"/> 荘 真木子	<input type="radio"/> 野原 卓 <input type="radio"/> 杉田 早苗 <input type="radio"/> 宮澤 信一 <input type="radio"/> 川尻 幸由 <input type="radio"/> 加藤 芳夫	<input type="radio"/> 福井 恒明 <input type="radio"/> 杉山 朗子 <input type="radio"/> 小林 章彦 <input type="radio"/> 平澤 芳雄		
出 席 幹 事	都市基盤整備部長（荒井） 交通企画担当部長（町田） まちづくり推進部長（黒澤） 都市計画担当課長（河原田） 都市基盤管理課長（明立） 都市基盤施設担当課長（久保） まちづくり管理課長（西山） 建設工事課副参事（遠藤）			

傍聴者 2名

議 事	<p>議題1 第1回大田区景観まちづくり賞の受賞候補決定について</p> <p>議題2 色彩基準の適用除外について</p>
	<p>概 要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区景観まちづくり賞キックオフイベント及び審査結果について</li> <li>・本村橋にかかる色彩基準の適用除外について</li> </ul>
	<p>報 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 大田区景観計画に基づく景観資源の指定解除について</li> <li>(2) 今年度及び来年度の景観形成に関する取組状況について</li> <li>(3) 第1回大田区景観まちづくり賞表彰式の実施について</li> <li>(4) 運用報告 平成27年度景観計画運用状況及び景観アドバイザー会議について</li> </ul>
<p>議決事項</p> <p>議題1 第1回大田区景観まちづくり賞の受賞候補決定については、案のとおり定めることが適当である。</p> <p>議題2 色彩基準の適用除外については、案の通り定めることが適当である。</p>	
<p>その他</p> <p>提出資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 大田区景観審議会委員名簿</li> <li>資料2 諮問文</li> <li>資料3 大田区景観まちづくり賞キックオフイベントについて</li> <li>資料4 第1回大田区景観まちづくり賞審査結果について</li> <li>資料5 本村橋にかかる色彩基準の適用除外について</li> <li>資料6 大田区景観計画に基づく景観資源【文化財】の指定解除</li> <li>資料7 今年度及び来年度の景観形成に関する取組状況について</li> <li>資料8 第1回大田区景観まちづくり賞表彰式等の実施について</li> <li>資料9 平成27年度大田区景観計画の運用（事前協議・届出件数等）について</li> <li>資料10 平成27年度大田区景観アドバイザー会議内容一覧</li> <li>参考資料1 第1回大田区景観まちづくり賞募集パンフレット</li> <li>参考資料2 第4回景観審議会議事録</li> <li>参考資料3 第3回・4回・5回景観賞専門部会議事概要</li> </ul>	

河原田幹事 それでは、お時間になりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、都市計画担当課長の河原田です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の審議会の内容につきましては、議事録を作成して、ホームページ等で公開し、できるだけ多くの方に大田区における景観まちづくりの取り組みについてお知らせすることにより、景観行政への関心を高めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

ここから、議事につきましては会長に進行をお願い申し上げます。

中井会長 それでは、皆様こんばんは。年度末のお忙しいところお集まりいただき、ご苦労さまです。

それでは、開会に先立ちまして、本日の審議会の成立につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

河原田幹事 本日の審議会の成立につきまして、ご報告申し上げます。

審議会の成立要件につきましては、大田区景観条例施行規則第30条第6項において、「審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできません。」と規定されています。本日の委員の出席状況でございますが、委員14名のうち、出席11名、欠席3名により定足数を満たしております。なお、本日傍聴申し込み数につきましては2名となっております。

中井会長 ありがとうございます。ただいまご報告がございましたように、定足数に達しておりますので、本審議会は成立しております。

ここから、第5回大田区景観審議会の開会とさせていただきます。

まずは傍聴者の入室を許可いたします。

また、ケーブルテレビのジェイコム大田より、本審議会の取材申し入れがございました。「大田区景観審議会の会議の公開に関する取扱要綱」第7条の規定により、本審議会の撮影の許可をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

中 井 会 長     ありがとうございます。それでは、入室、撮影を許可いたします。

(傍聴者・撮影者入室)

中 井 会 長     では、本日議題が2件用意されておりますが、事務局よりまずご報告をお願いいたします。

河 原 田 幹 事     最初に、配付いたしました資料の確認をさせていただきます。机上に資料番号1から10番までございます。

資料1、「大田区景観審議会委員名簿」資料2、「諮問文」資料3、「大田区景観まちづくり賞キックオフイベントについて」資料4、「第1回大田区景観まちづくり賞審査結果について」資料5、「本村橋にかかる色彩基準の適用除外について」資料6、「大田区景観計画に基づく景観資源【文化財】の指定解除」資料7、「今年度及び来年度の景観形成に関する取組状況について」資料8、「第1回大田区景観まちづくり賞表彰式等の実施について」資料9、「平成27年度大田区景観計画の運用（事前協議・届出件数等）について」資料10、「平成27年度大田区景観アドバイザー会議内容一覧」。参考資料といたしまして、参考資料1、「第1回大田区景観まちづくり賞募集パンフレット」参考資料2、「第4回景観審議会議事録」参考資料3、「第3回・4回・5回景観賞専門部会議事概要」以上でございます。不足はございませんでしょうか。

(なし)

河 原 田 幹 事     ないようですので、先に進めさせていただきます。

本日は案件2件となっておりますので、よろしく申し上げます。

中 井 会 長     それでは早速、議題1に参りたいと思います。議題でございますが、大田区長より大田区景観審議会会長宛てに、平成28年3月10日付で、「第1回大田区景観まちづくり賞受賞候補の決定について」が諮問されておりますので、まずはこれを議案とさせていただきます。

それでは、諮問文の朗読をお願いいたします。

河 原 田 幹 事     それでは、諮問文を朗読させていただきます。お手元に配付さ

せていただきました、資料2の「諮問文」をご覧ください。

それでは読み上げさせていただきます。

「第5回大田区景観審議会への諮問について」

このことについて、大田区景観条例第24条第3項の規定により、下記のとおり諮問する。

諮問文の読み上げは以上です。

中 井 会 長      ありがとうございます。それでは、本議案につきまして審議をいたしたいと思います。

幹事より議案の説明をお願いいたします。

河 原 田 幹 事      それでは資料3、大田区景観まちづくり賞キックオフイベントについて、資料4、第1回大田区景観まちづくり賞審査結果についてをご覧ください。詳細につきましては、担当より説明させていただきます。

事 務 局            担当の都市計画担当係長の中村です。よろしくをお願いいたします。

昨年7月2日に開催いたしました、第4回大田区景観審議会から、第1回大田区景観まちづくり賞の受賞候補決定までの経過を事務局より報告させていただきます。その後、景観賞専門部会長である野原副委員長より、景観まちづくり賞の各部門、街並み景観部門及び景観づくり活動部門の総評をいただきたいと思います。また、各受賞候補の表彰理由については、担当委員の方から報告、説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

なお、「桂川精螺の工場建築」につきましては、田中委員にかわって野原副委員長をお願いいたしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず資料3、「大田区景観まちづくり賞キックオフイベントについて」をご覧ください。

昨年7月13日午後6時より、大田区区民ホール・アプリコ小ホールで開催いたしました。野原副委員長の「地域を豊かにする景観づくり」と題する基調講演の後、話題提供として、シンポジウム前に行われました「景観セミナー」を、大田区の景観アドバイザーであります滝沢先生から、また「蒲田まちあるき」を杉田委

員から報告がありました。その後、野原副委員長をコーディネーターとして、「地域力を高める、多様な景観づくり」をテーマに、大澤委員、福井委員を加え、パネルディスカッションを行いました。最後に、中井委員長よりシンポジウムの総括があり、終了いたしました。

また、本庁舎の3階で、7月1日から23日まで「景観パネル展」を実施し、大田区景観計画及び景観まちづくり賞の宣伝を行いました。

次に、資料4をご覧ください。「第1回大田区景観まちづくり賞の審査結果について」でございます。

昨年のキックオフシンポジウム当日の7月13日より、約3カ月半にわたって、10月30日までの募集期間に参考資料1の「募集パンフレット」を、大田区各施設及び関係団体へ配付いたしました。大田区のホームページ、区報、ツイッター等による周知を行いました。

その結果、街並み景観部門については計72通、景観づくり活動部門には18通の応募がありました。

審査経過につきまして、10月30日の締め切りの後、事務局で書面審査用の資料を作成し、各選考委員の方へ送付いたしました。その後11月20日より12月12日まで、各地で書類審査を行ってもらい、その結果をまとめ、12月16日に皆様に集まっていただき、第一次審査を行いました。

事前に行いました書類審査の結果について発表し、受賞候補に関する意見交換を行い、審査の結果、①街並み景観部門については10件、②景観づくり活動部門については5件が第一次審査を通過しました。

第一次審査通過物件につきましては、街並み景観部門については現地調査を、景観づくり活動部門については関係者へのヒアリング調査をすることといたしまして、1月20日の午後と21日の午前中にヒアリング調査を行いました。また、1月21日の午後と22日の午後、マイクロバスによる現地調査を行い、22日の3時30分から第二次審査を行いました。現地調査及びヒアリングを踏ま

え、各委員の受賞候補評価結果について意見交換を行い、①街並み景観部門については5件の受賞候補を、②景観づくり活動部門については2件の受賞候補を選定いたしました。

三日連続の強行日程となり、参加された各委員の皆様には大変ご苦勞をおかけいたしました。ありがとうございました。

続きまして、講評につきましては、野原副委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

野原委員 野原でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうで、専門部会の表彰部会の部会長を仰せつかりまして、今回、この第1回大田区景観まちづくり賞の審査を行わせていただきましたので、そちらの審査結果について、概略をご報告させていただきます。

野原委員 お手元の資料4の5ページ、6ページに全体の総評を私のほうで記させていただきました。応募総数が、街並み景観部門は72件、景観づくり活動部門が18件ということで、正直に言うと、私が想像していた以上のたくさんの応募がありました。初回にもかかわらずたくさん応募していただきまして、そういう意味では、まず本当に高い関心といろいろな可能性がここで感じられると思っております。

応募の内容としましても、ここに記載してあるとおりですけれども、建築物、緑のみならず、街並みのものとか、あと歴史的な建物、あるいは公共空間、公共施設にかかわるもの、あるいは大田区の特徴でもある工場建築も含めて、非常に幅広い対象に応募していただきました。まずこの景観まちづくり賞そのものに非常に高い関心が得られたと思っております。

その中で、我々は選考というか審査しなければいけないわけで、非常に正直大変でした。出てきた物件も多岐にわたることもありますが、今回は初回ということで、どういったところに絞って審査していくかということ自身もかなり議論になりまして、非常に時間を使って丁寧な議論をした結果の街並み景観部門は5物件ということになっております。

特に議論になったのが、大田区らしい、大田区ならではの風景

といいますか、文化とか歴史というものを非常に重んじて表彰するのか、あるいは、街並み景観部門とはいえ、表彰するので、アクションといいますか、何らかの形で大田の区民の方々であるとかいろんな方々が何かしらの行動といいますか、景観に対する何かアクションを起こしたところを表彰していくのがいいのかということ、少し意見が分かれたりして、いろんな議論がなされましたが、最終的には、ある種の5物件の中でのバランスの中で、両者を含み、包み込むような形で表彰、審査の結果となったのかなと思っております。

各物件に関しては、表彰理由を記載していただいた委員の先生方にコメントいただくということで、後ほどにしたいと思いますが、6ページ目、景観づくり活動部門に関しましても、18件、先ほど申しましたとおり、非常に多くの応募をいただきました。こちら、戦前から非常に立派な活動として景観を維持してこられたある種伝統的という、大田区の代表になるような活動から、小さな活動ではあるのですが、非常に丁寧かつ元気にやられているような活動まで、非常にさまざまな活動にエントリーいただきました。

先ほどちょっと申しおくれましたけど、審査は第一次審査と第二次審査ということで、景観づくり活動部門に関しては第一次審査部門5団体というところからヒアリング調査を重ねまして、最終的には、少し少ないかもしれませんが、2団体が選定されることになりました。

こちらは後ほど個々の事例に関してご紹介いただけたらと思いますが、こちら、かなりいろんな議論がありまして、最終的には活動の質の高さは当然のことなんですけど、安定的に持続的にこの活動が維持できていけるかということとか、あるいは、幅広くいろんな人たちを巻き込んでこの景観の活動ができているかどうかとか、そういったところが一つの審査のポイントになったのかなというふうに思っております。

ご紹介させていただきます街並み景観部門5物件と景観づくり活動部門2団体を、表彰部会としては推薦させていただきたいと

思います。

引き続いて、各物件ということでよろしいでしょうか。

街並み景観部門に関しては、先ほど申しあげましたように5物件が審査の中で受賞候補に至りました。

1件目が、7ページ目になりますが、「桂川精螺の工場建築」で、こちらは昨年末にTBSのドラマの舞台にもなりましたので、メディアにも出てくる機会が非常に多かったかなと思うんですけども、こちらの建築物は、1940年代、戦後にできた工場建築を、今でも維持しながら続けてこられるということで、特に評価のポイントとしては単なる工場建築が残っているということだけではなく、看板なども含めて、遠景と言いますか、遠いところからの風景みたいなものも非常に意識されてつくられていたものであるということと、実際の戦後の工場建築がこれから立ち上がっていくぞといったときの元気のある姿が、プロポーションだったり、細かいですけど開口部のサッシであったり、そういったところが非常に残っていて、そういったものが大田区の工場あるいは産業の風景といったものを非常に代表してるんじゃないかということで、その維持状況も含めて、非常に評価され、受賞候補として挙がりました。

次に、「ヤマトグループ羽田クロノゲート」、旧荏原製作所の工業跡地で、環八沿いにある建物です。

非常に大きな物流ターミナルで、私も工場の工業都市が気になっていることもあって、こういった物流ターミナルというのは、関東近辺にこの10年で非常に多く立地されているのですが、とかく物流ターミナルは、非常に大規模で圧迫感があったり、なかなか景観に寄与するというのは非常に難しいタイプの用途ではないかなと思うんですが、クロノゲートに関しましては、環八沿いに地域貢献で「和の里」と呼ばれるランドスケープデザインを施した空地であるとか、カフェとか体育館とか保育所といった、まさに生活にも密接にかかわるような施設を、動線が多いほうに合わせ、その奥に物流施設を設けることで、圧迫感を減少させ、産業施設でありながら景観をつくっている施設として評価されたと思

っております。実際は、ここまでお金をかけてやり過ぎなんじゃないかという意見もありましたけれども、総合的に判断すると、非常に大田区のこれからの景観づくりに寄与しているということで評価された物件になります。

引き続き、次は平澤委員、よろしいですか。

平澤委員 委員の平澤です。私は、「蓮月」の物件について、表彰理由を述べさせていただきます。

まずは概要から読み上げさせていただきます。池上本門寺の周辺にある、昭和2年に建てられた木造建築物である。昔は池上本門寺への参拝者の旅籠として使われ、その後は長い間1階はそば屋、2階は地域の集会所・宴会場として使われ、地域に親しまれてきた。しかし、平成26年にそば屋が閉店することとなったが、建物の保存・活用の機運が高まり、リノベーションが行われ、平成27年に古民家カフェ蓮月がオープンし、現在に至るという経緯です。

表彰理由としましては、本建築物は、池上本門寺山門西側に位置し、山門から池上梅園へ通じる本門寺関連寺院が建ち並ぶ散策路の近傍にある。特に本門寺周辺は大田区の歴史、自然及び景観上重要な場所であり、良質な景観の保全、形成が望まれている。近くに呑川が流れ、そのエリアと相まって将来にわたり景観形成が行われる地域でもある。

貴重な昭和初期の木造建築の景観、保存、活用といった単体としての評価の一方、参道沿いの萬屋酒店等、点在する古建築と一体となり、本門寺周辺の景観形成に寄与している面も評価されている。

門前町の風情を復活、整備させる拠点としても重要であり、古建築の意匠と雰囲気兼ね備え、存続が望まれる建物である。敷地の庭も利用されているが、さらなる整備がなされ、建物と共に周遊の観光資源として定着することが期待される。

現古民家カフェ蓮月の運営、維持管理はボランティア主体で行われており、地域コミュニティ形成の場としても機能し始めている。

以上の内容を踏まえ、当建築物が池上本門寺周辺の景観の維持、向上並びに、にぎわいのある魅力的な地域コミュニティの場としても発展的に寄与することを期待し、大田区景観まちづくり賞にふさわしいと判断したということで、よろしく願いいたします。

荘 委 員 委員の荘でございます。私は、「紅葉通り」に関して講評を説明させていただきます。

概要のところにありますとおり、関東大震災後の復興事業として、同潤会が、昭和初期、1920年代、30年代に、東京を中心に何カ所かで開発した分譲住宅地のうちの 하나가、この大田区のこの物件ということになります。非常にもみじの並木が印象的な住宅街路でして、道路区画で言うと2区画分が、私鉄の雪が谷大塚駅からほど近い住宅地の一角に残っている、そんな状況でございます。

表彰理由としましては、関東大震災後の計画的な住宅地形成の歴史を今に伝える住宅地の街路景観としての特徴を評価して表彰したいと考えております。

この紅葉通りは私道なのですが、分譲住宅地が開発された当初に植栽されましたもみじの樹木が、いまだに結構な本数、少なからぬ本数が私道であるにもかかわらず現在も残されておりまして、それが写真にありますとおり、街路景観において落ちついたリズムを刻んでいて、非常に心地よい空間を住宅地の中につくり上げている景観でございます。

開発当初には木造住宅も当然建設されているわけですがけれども、その開発当初の住宅そのものというのはほとんど残っていませんで、そういった意味では、このもみじの並木と住宅の建物との関係性という点からは、景観の評価というのはちょっとできなかったのですが、ですが、今申し上げたような非常に震災後の住宅開発の歴史を感じさせるようなこの一帯の街並みとかもみじの街路樹の魅力、それから私道にもかかわらずこれだけの本数が残っている、保全されているということ、そしてまた全体としても、区画規模としてもある程度まとまったスケールで残されているということを経験評価しまして、受賞に値するのではないかと判断いたしました。以上です。

加 藤 委 員 委員の加藤と申します。名称は、小池の風景と住宅地というこ

とで、写真だけではちょっとわかりにくいのですけれども、小池を中心とした傾斜面に建つ住宅地ということで、大変広範囲になっております。

表彰理由として小池というのは、洗足池を大池として小池という名前がついたというふうに聞いているんですけれども、洗足駅の近くにある小池を囲む傾斜に立地する住宅地ということで、周りに坂があり、池があるということで、大田区の地形を象徴するような独特な景観をコンパクトな形で形成されております。

小池は、2009年に“安らぎと潤い空間の創造”というコンセプトでリニューアルして、水辺空間とか緑化、動植物が生態するビオトープということで、環境を意識した、景観も意識した風景になっております。小池を見おろす高台に立てば、天気がよければ富士山も眺望できるという場所でもあります。

そういう空間的なものだけじゃなくて、このリニューアル後、小池を中心としたお祭りを地域の団体がやっているとか、あとは先ほど申した動植物がたくさん育っているということで、自然観察会というのを、地域の団体が年3回ほど行われている。水辺に入って、ある程度親水的なエリアも一部ありますし、池を一周する回遊路も整備されております。住民も含め、児童の遊び場等もできていますし、住民の休み場所として大変親しまれている場でもあります。

以上を踏まえ、景観と住民との協力もあって、いい景観をつくり出しているということで評価しました。

野原委員 引き続きその後の景観づくり活動部門の物件について、よろしくをお願いします。

杉山委員 委員の杉山でございます。ここからは、景観づくり活動部門ということの審査結果でございます。

名称は、「洗足池及び周辺地区における環境保護・育成活動」ということで、活動場所は洗足池とその周辺地域ということで、受賞者といたしまして、公益社団法人洗足風致協会ということで表彰したいという考えに至りました。

全く私の個人的な感想も含めてですが、洗足池のすばらしい景

観に、以前から関心を持っておりました。洗足の駅からもう少し見えるほうがいいかなとか、非常に関心高く見ておりました。単に景観がきれいだなというだけではなくて、委員皆さんで訪問して、いろいろお話を伺いましたところ、大変その活動内容にも感服いたしましたと書いてございますけれども、1933年でしょうか、その以前に風致地区指定がなされたということで、風致協会という形をとって活動を始めたという話でございました。そこで、現在は東京の中で唯一風致協会として残っていると。もちろん、そういう地区指定されたところは都内に幾つもの、もちろん今もすばらしい景観として残っておりますけれども、現在も活動を続けているといったところで、大変貴重な活動だなと思うに至った次第でございます。

特にその経営方針たるや、大変ご自分たちのストックを生かしながら、さらに毎年小学校、中学校などと協力して、ボランティアさんの協力なども得ているようですけれども、ホテルを復活させようですか、稲作をしてみんなでやってみようですか、そういった次の世代へ向けて、次の世代にも、風景、風致、それから景観の価値といったものを伝えていこうというように、ただの保存、保全というだけではなく、今も毎年きちんと計画を立てながら周辺を巻き込んで、こういったホテル復活プロジェクトに見られるような環境をテーマにしながら取り組んでいらっしゃる。実際に、毎年毎年植栽のメンテナンス等々にもきちんと取り組んでいらっしゃるですとか、周辺の景観への関心に対してもいろいろ働きかけをなさっていると、こういった、次世代、もう次世代どころではなく次々世代ぐらいまでを目指して計画的にやられているということは、大田区景観まちづくり賞のお手本になることと、大田区だけではなくて東京ですとか日本全国にも風致協会の活動を広く知らしめてよろしいのではないかなと、こんなふうに皆さん共通の感想を抱かれたということで、今回の表彰というところにさせていただけたらいいかなと、考えてございました。

大変すばらしい、大田区が誇れる景観といってもよろしいのではないのでしょうか。以上でございます。

杉田委員 委員の杉田でございます。私のほうからは、「池上6・7丁目、東矢口周辺の花とみどりのコミュニティ活動」ということで、表彰理由を書かせていただきました。

受賞者としましては、なでしこの会という会です。

こちらの活動をしている場所は、池上の駅の、ちょうど本門寺とは逆側の、一般的な住宅地なんです。そこは特別な歴史であるとか、何か特別な自然地形があるような場所ではないんですけども、ヒアリングを行った結果、なでしこの会の方々の非常に厚みのある活動と、地域に活動を広げていこうというそういった熱意がある場所でした。

彼らのやっている活動としましては、植栽帯部分の花と緑の手入れですが、その活動の頻度が、まず月8回ほどの非常に精力的な活動を継続しているということ、それから、その活動に関するお便りを毎週発行しているということで、その頻度の高さも大きな評価のポイントとなりました。

それから、その植栽帯で育てた植物を使って子供向けのイベントを開催したり、あとは地元の障害者施設の方と一緒に花の水やりをやったり、それから高齢者の方々向けの居場所づくり等をこれからやっていきたいなど、景観に限らず、本当にまちづくり活動に積極的に活動なさっている団体でした。

資金面の確保においても、自分たちの会の趣旨に賛同した会員の方々からの会費と、積極的に公募の助成制度を使って応募して、それを獲得することで自立した運営を行っている点も評価に値すると思われました。

一般的な住宅地で行われている活動なのですが、こうした積極的な活動を行うことで、景観の向上、それから地域の方々とのつながりをつくるということが両方とも達成されるという意味では、大田区のほかの住宅地でも参考にできるような、非常にとてもいい事例ではないかと考えまして、表彰として案を出しております。

中井会長 ご説明ありがとうございました。また景観賞専門部会の皆様、大変ご苦労さまでございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。委員の皆様からご質問

やご意見がございましたらお願いしたいと思いますが、多くの皆様は景観賞専門部会のメンバーでもございますので、そうじゃない委員の皆さんから、一言ずつ何かいただければと思いますが、いかがでしょうか。樋口委員からよろしいですか。

樋口委員　ご指名でございますので、早速ですが。まず、審査員の皆さん、ご苦労さまでした。90点から成る作品をこれだけに絞るというのは大変だったと思います。そういう意味では、我々は何ができたのかなと思って申し訳ないと思っておりますが。

ただ、今、皆さんの報告内容を伺っていて、二、三確認したいというかお聞きしたいことがあるのでちょっと質問いたします。まず、この90点から作品があって、7点に整理されたのですが、我々への説明は、受賞にならなかったものについて報告することが必要であるのか、ないのか。この辺、まず事務局の責任をまずお聞きしたいことが1点。そこから伺います。

中井会長　これは事務局のほうから、それではお答えをお願いします。

事務局　事務局のほうからお答えいたします。大変素晴らしい作品が集まりまして、大変先生方にはご苦労して絞っていただきましたけれども、落ちた方を公表するというのはちょっと難しいのかなと思えました。区の代表的なものはかなり出ていたりとか、あと所有なさっているマンションですとか、工場ですとか、いろいろと幅広く出していたんだんですけども、なかなかその詳細については……。

樋口委員　難しい。

事務局　受賞結果ということで発表させていただきまして、また次回皆さんに出していただきたいと思っておりますので、落ちたものを紹介するのは難しいと考えております。

樋口委員　落ちたものではもちろん公表できないのだけれども、我々、委員の中では、名前、表題くらいは、90点の作品名くらいは書いていただきたいなという気がするんですけど、いかがですか、委員長。

中井会長　これについては、あらかじめ事務局ともご相談させていただいたところがあるのですが、本会議は公開されていますので、この場ではということですが、ご要望がありましたら、後ほど委員の皆さんに資料というような形でお渡しすることは可能かと

思います。本日は、諮問されている七つの案件について、本審議会として大田区の景観まちづくり賞の受賞にふさわしいかどうか審議していただくということでご理解いただければと思います。

樋口委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、この受賞作品を見ますと、大体昼間の景色なんですけど、夜景というのは、入る、入らないは別として、なかったのですか。

中井会長 これは、事務局、いかがですか。

事務局 お答えいたします。大変夜景のすばらしいところもあるのですが、応募の中で夜景そのものはありませんでした。

樋口委員 なるほどね。実は委員長、これは撮影する方がプロならいいですよ。ところが一般の方というのは、カメラに対してプロじゃないわけです。その人たちが作品として出す場合に、例えば自信がなかったら、今後の課題として、事務局がそれを請け負って、例えば今の場合、夜景はなかったというような場合、普通の人ではとてもできませんよ。そういう考慮を、これからの選考を選ぶのに必要じゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

中井会長 はい、これは野原先生。

野原委員 なかなか難しいところがございます、というのは、一方で、今回はどういう審査過程で審査したかといいますと、まず書類審査なんですけど、当然、皆様大田区にかかわりがあって、知っていたりとか、知らないところもあるんですけど、そこをつけ足そうとすると、結局何をつけ足すかというのは非常に難しく、要は、事務局が書いてしまうと、応募者が書いていないことを記すことになってしまいますので、それが公平性の問題と言いますか全体の審査の中でどうなのかというのはちょっと難しい問題があります。一方で、情報がないと我々も審査できないというのもあるんで、できる限り写真だったりというのは、特に街並み景観部門は街並み景観が写っていなかったら審査できないというところもありまして、そこは非常に難しく、議論もあったんですけど、今回、第1回目は、まず与えられた審査シートをもとにして審査するという形で今回は進めさせていただきました。

その辺をどういうふうにつけ足すかというのは今後の課題でもあるかなとは思ってはいますが、実際にやってみるとなかなか難しく、送られてきたものをベースに審査するしかないのかなというのが今回の結論だったのです。また次回以降もあった場合はそこも議論して考えたいと思います。ありがとうございます。

樋口委員 よろしくお願いいたします。以上でございます。

中井会長 はい、ありがとうございます。

では、小林委員、よろしいですか。

小林委員 大変素晴らしいものを選んでいただいて、大田区に住んでいることが大変誇りと思えます。

この1番の桂川さんは、何か後ろからゴジラでも出てきそうな歴史を感じて、工場というのは意外と発展していくものですから、絶えず手を加えるんですが。手を加えないでここまで残すというのは、また大変な努力をされているなというふうに思って、またこの小さい山には、食品を備蓄してるんですよ。ですからそういったところも、景観とは関係ないですけど、やはり自分の景観だけきれいにして、地元住民には関係ないよという部分ではないところも、やっぱりすごいなと思いました。

ヤマトグループは、非常にそれとは対照的に近未来的で、南北にある道は、実際にはたしかこれより狭いんですよ。自分の土地を提供して通路を広げているというのは、非常にアクセスに関しても、景観とは関係ないかもしれないけれども評価したいと思います。

蓮月は、私はここのカレーそばが好きだったんですけどなくなってしまって残念なんですけど、今度はお茶をやっているということだったらぜひ行きたいなと。これもまた、壊れたらサッシとかそういうふうにするのは簡単にできるんでしょうけど、このまま残しているというのは本当に評価してあげるべきだというふうに思います。

紅葉通りというのは全く知らなかったのですが、やはりこういう通りというのは残しておきたいなと。両脇の建物が、これは住む人が利便性を考えると新しくするのはやむを得ないことです

けれども、やっぱり通る人というのは家の中に入らないので、通る人のためにこれを残すというのは大事なことだと改めて思いました。

小池のほうは、洗足池に対して小池があるのは私知らなかったのですが、私が子供のころ、例えば、体育館のところはライオン池とか言われてそこで遊んだり、池上のところにも池があってそうやって遊んだと。やっぱり子供にとって、今の子供は特にゲームばかりやっているから、こういうところに来てトンボとかカエルとかオタマジャクシとか、そういうものが非常に大事なことじゃないかなと。ヨーロッパなんかに行っても必ずどこかに池があるので、ホテルで朝食前に早く起きて池の前を散歩したりとかいうことは非常に気分が和らぐので、大田区にこういうものがあるというのは貴重なことだと思います。

この洗足池と東矢口の花とみどりというのは、これは維持するということが大変だと思うんです。幾らきれいな景色を最初につくっても、努力をしなければ美しさは維持できない。そういった地元の方々を、見ているんだよと評価してあげることは大変大事なことだと思いますので、これはぜひこの美しさを維持していただきたいなというふうに思います。

中 井 会 長      ありがとうございます。川尻委員、いかがでしょうか。

川 尻 委 員      結構これは大変な作業だったと思っています。皆様、ご苦労さまでした。

私もこの結果については当然これでいいのかなというふうに思っておりますが、それ以外のものは全然わからないので何とも言いようがないのですが、結果のこれを見ても非常に特徴的なものが五つ出ているのかなと。それぞれ全然違ったものが出ている。特に最初の桂川精螺の工場は非常に大田区を代表しているものですし、次のクロノゲートですか、これは相当近未来というか羽田のほうに近いところで、これから発展していこうとする大田区を象徴しているようなものですし、次の蓮月、これはまさに本門寺と近くて歴史的なものの保存というかそういうことになっていきますし、その次の紅葉通り、南雪谷については、これはまさに

住宅地景観の一つのヒューマン的なスケール感のあるものでいいのかなと思いますし、最後の小池については、自然と融合した街並みができているということで非常にいいのかなと、そういう特徴的なものをそれぞれ持って選ばれているので、そういう意味では非常にこの五つでいいのかなと思いました。

全部、現地については一通り歩き回って全部見てきましたが、見ただけじゃわからないところがいろいろあるので、これは多分、審査された方がいろいろ詳しく調べられているところもあると思うので、その辺はそれを信用してやるしかないかなと。

特に、景観づくり活動部門につきましては、現地を見ただけじゃ全くわからないので、現地へ行って、こういうことをやってるんだなということはわかるんですが、具体的にどういう活動をどの程度やっているかとかそういうことは全くわかりませんので、きょうのお話というか、コメントを読む限り、活動については非常に丁寧にやっているのかなというふうな印象を持ちました。

南雪谷の紅葉通りについては、ちょっと私が行ったときには、もう落葉樹なので葉っぱが全然ないので、雰囲気的にはよくわからなかったんですけども、写真で見る範囲とか、実際の現地のスケール感とかいう意味で想像するしかなかったのですが、そういう面で、季節的なことも、見る中でいろいろあるのかなというふうにはちょっと思いました。以上です。

中 井 会 長      ありがとうございます。それでは、選考に当たられた委員の皆さんからは、何か追加的なご意見等ございますでしょうか。あるいは今後に向けての反省点等でも構わないと思うんですけども、いかがですか。

杉 山 委 員      大変大田区の景観の幅広さというものを痛感した候補がたくさん集まったんです。なので、例えばこの街並み景観部門というのと景観づくり活動部門というようなことで、二つだけでいいのかというようなことですか、先ほど、夜景というお話もありましたけれども、例えば夜景にしたら誰を表彰するのという問題が出てくるとか、風景だけでは、いい風景があるよというだけでは景観賞には合わないであろうとか、大変いろいろな、先行事例も

多々ほかの自治体さんもあるんですけれども、そのあたりのことについては、かなり委員長、専門委員の野原先生が大変ご苦労なさったろうなと思います。

まだこれだけでよかったのかなというのは、ちょっと疑問も正直言っていて、もっとたくさんあげたらよかったかなとか、本当にそれこそ落としたというよりは、最初に代表的なものを選んで皆さんにご提示しようと。さらにいろいろ次の会のときにも、その中からちょっと、一、二年分は候補として挙げていてもいいんじゃないとか、今回は残念ながらということになったとしても、来年にも検討の一つ、俎上には乗せたらどうだろうかという意見も出てはおります。

本当に素敵な景観風景といったようなものが多いのだけれども、先ほど、活動とか見に行ったけどわからなかったよとおっしゃっていたようなことも、もっと活動についても、私も講評の中でもっと書くべきだったなど、細かくきちんと書かないと、特に活動のほうは見えてこない部分もあるんだなというふうに思ったりしました。

今回ののは、まちなみという一つの本当に単体の建築というだけではなくて、それを保存して継続させていこうという動きをきちんと活動として持っているということは、やっぱり共通してある。ただ、逆にそうすると、全部が活動がすごくよくなければいけないのかどうかとか、小池なんかも住宅地とちょっと広く掲げてしまったので、自治会さんなのか、活動の方なのかといったことは検討をやはり重ねたというようなことがございます。なので、もう一回反省会を開いて、項目とその内容と表彰対象というようなことは、またほかの皆さん方からの意見ももう少しいただいて、専門委員だけでは整理できなかった部分などは再整理していただくといいかなと、事務局のほうにお返ししたいなど、そんなふうには思っております。

中 井 会 長      ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

ちょっと私からそれでは一つ、どれがそうだと言わなくてもいいんですけれども、これは自薦と他薦があるんですよね。自薦の

方はもちろん自分が応募されているということでわかるんですけど、他薦の方でここで審議対象になっているものについての、受賞については、この後ということになりますか。同意を得るとかそういうことだと思えるんですけども。

事務局 同意を得る作業をしてまいりまして、受賞対象の方が町会であったり、地元の組織であるとかという形に落ちついたところですが、お願いをして受賞していただける手続はいたしております。

中井会長 既にその手続は終わっているということですね。

事務局 はい、終わっております。

中井会長 はい、ありがとうございます。

野原委員 今のお話で、そのものが多分次回以降の課題でもあるかなというのは結構認識していきまして、まさに自薦と他薦で出てくるシートの質も結構違ったり、それで他薦で選ばれて、他薦のシートが受賞される方の意図とずれたときになかなか難しいなとかいうのは結構ありまして、ただ、他事例でも自薦・他薦というのはたくさんあるので、我々も勉強しながら、どういう仕組みでやっていくか少し構築していなきやいけないなということで、今後の課題としては、やっぱり自薦他薦を含めてどう審査していくのかという仕組みづくりは必要かなと思います。

あと、今の話と、先ほどの夜景の話も絡むんですが、今度、表彰対象が具体的でないものを表彰すると、結構これはまた何か難しくくて、最後はどれで受賞していただくかというときに非常に難しかったりいたしまして、場合によっては、風景そのものを、表彰じゃなくて、よく百選みたいなものがあると思うんですが、それはそれでまた別立てで設けるというのも一つ手としてはあるかなと思いきまして、ただいっぱいになってしまうので大変なんですけど、それは誰かに受賞してもらおうということではなくて、みんなで大田の風景を選んでいくというのも、少しまた別の口で考えていく必要があるかなと思いました。

あと最後に、これは活動部門が特にそうなんですけど、今回、最終的に2団体になったんですけど、非常にいろんな活動がたくさんあって、ある種お悩みというか、こういうことをやってる

んだけどちょっとこの広がりはどうしたらいいのか考えあぐねているとか、そういうものがたくさんあるんだなというのを今回改めて感じまして、これはなかなか景観の審議会でそういうものを扱っていくとちょっと大変なんですけど、例えばアドバイザーや我々も含めて、少し相談じゃないんですけど、その一歩手前で考えていくような仕組みなんかがひょっとしたらあると、2回目、3回目以降の賞へのステップになっていく可能性があるのかなと、ちょっと惜しいものが結構たくさんありまして、こういうところを考えてやっていくといいんじゃないかなということは何か議論できるのかなという気がいたしますので、今後、そういうところの仕組みについても議論できればいいかなと思います。以上です。

中 井 会 長     ありがとうございます。そういう団体については、横のネットワークづくりみたいなものを少ししていただけると本当はいいかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。もしおおむね意見はということをございましたら、一応議決事項でございますので、議決ということに入らせていただきたいのですがよろしゅうございますか。

(はい)

中 井 会 長     それではお諮りをいたします。本議案につきましては諮問のとおり定めることが適当である旨、答申したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

中 井 会 長     ありがとうございました。それでは諮問のとおり定めることが適当であるという旨、答申をさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、景観賞専門部会委員の皆様はまことにご苦労さまでございました。

それでは続いての議題に参りたいと思います。続いては、「本村橋に係る色彩基準の適用除外について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

河 原 田 幹 事     それでは、資料番号5、「本村橋に係る色彩基準の適用除外について」をご覧ください。担当より説明させていただきます。

事 務 局     都市計画担当の石塚と申します。私からご説明させていただきます。

よろしくお願いたします。

資料5をご覧ください。

まず最初に1枚めくっていただいて、付近見取図があります。今回報告案件の本村橋は、地図にあるとおり、久が原一丁目と仲池上一丁目の間を流れている呑川にかかる橋で、大田区景観計画の中では、呑川景観形成重点地区に該当しております。この場所は北側には新幹線の線路もありますし、周辺は中小規模の住宅地などが広がっております。

資料中のA3の現況写真があります。橋が今、現況では緑色で塗られている状態なものを改修するということになります。

次のページは、参考に、現況写真から本村橋の周辺の橋がどのように塗られているかというところも参考に載せております。

今回の本村橋は、長寿命化修繕と耐震補強を行い、それに伴って外観の改修を行います。

工事の計画の内容は、写真の前のところにありますA4の資料で概要は書いておりますけれども、事業概要なのでご説明は割愛させていただきます。

今回の色彩基準の適用除外についてというところをピックアップしてご説明させていただきます。

資料の一番最初に内容としてはまとめさせていただいております。

②の現状・課題から今回の報告に上げている色彩基準についての内容になっております。

先ほど申し上げたとおり、本村橋周辺は、周辺には中小規模の住宅地、あとは工場とかもあります。周辺には呑川沿いの転落防止柵が、平成21年に東京都の工事において改修されております。

今回の本村橋の外観改修に当たって周囲の状況、あと今言った転落防止柵との一体感を考えて、色の一番大きく出る高欄の部分は転落防護柵と同じ色にしようというふうに考えております。

その防護柵なんですけれども、これは国土交通省の「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」というのがあるんですけれども。それにより本村橋の周辺の呑川の転落防護柵は、このダークブラウンの色で施工されております。周辺とこの防護柵との調和を考えると、景観ア

ドバイザー会議もかける際にダークブラウンの高欄で完成予想図はつくっております。

一番最後のところに、その完成予想図はつけさせていただいております。

景観アドバイザー会議にかけた際に、アドバイザーからは、防護柵の色については、その周辺に対して使用することについては問題はないでしょうと。その柵にあわせて、現在の高欄の色を緑色から変更して一体的に配慮する必要があるので、同等程度の色にするのはよいであろうというふうなご意見をいただいております。

その具体的な色なんですけれども、色相が10Y R、明度が2、彩度が1程度のものを使うということで、この明度が非常に低くて、大田区の景観色彩の基準の中では強調色に当たります。この強調色は各面の5分の1以内に使用してもいいということにはなっているんですけれども。この高欄の部分が計画の中でできるだけ細物を使ってみたり、親柱とかそのほかの構造デザインも調整してはいるんですけれども、橋に対しての高欄部分の占有面積が多くて、5分の1を超えるという形になっています。

計算のほうも資料として付けさせていただいてます。ページ数でいうと15ページに振られているところです。

そのような状況も踏まえて、周囲の状況とアドバイザー会議での意見を踏まえて、今回の工事の本村橋においては、色彩基準適用除外を受けたいと考えております。

事務局の方針（案）としては、資料5の1枚目の裏側に③方針（案）とつけさせていただいております。「大田区景観計画」第3章（4）色彩基準の（b）色彩基準に定める要件の中「橋梁等の区民のなじみに深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているものを満たすもの」であるため、大田区の景観審議会の意見を聴取した上で、この色彩基準によらないものと考えさせていただきたいと考えております。

以上が、本村橋にかかる色彩基準の適用除外についての説明です。

中 井 会 長      簡単に要約をいたしますと、橋の架け替えをするに当たって、  
周りの転落防護柵、こちらのほうにあわせると、今の大田区の基

準からほんの少しですけれども外れてしまうということで、この審議会で審議いただいて、それをお認めしたいという内容でございます。

ご意見等、いかがでしょうか。

杉山委員、どうぞ。

杉 山 委 員      こちらの案件は、周囲の状況の確認ですとか、それからいろいろ協議を進めたということで、本件についてはお通しいただいてもよろしいかなと思います。けれども、呑川は、景観計画の中で重点地区であり、景観について配慮をしていきたい。呑川全体で考えていこうと最初に掲げてある。そうすると、この一本一本を検討していくという考え方がいかなものかと考えております。

呑川全体が全部、例えば統一されたカラーになるとかということとは別に考えておりませんが、商業地区であるとか住宅地区だとか、地区を大きく幾つかに分けて、そこは統一しようとか、隣接のところとはどういう関係にしようとか、全体構想みたいなことをおやりになっていったほうがよろしいんじゃないかなと。実は、呑川の色彩調査をちょっと期待していたとかしたものですから、正直言って残念な感じがいたします。

例えば、このダークブラウンの明度が2という色なども、私も実は、現場が全くわからないので。今回、以前のこの黄緑色の橋が突然あるよりは、景観がよくなったなというふうには、もちろん納得するんですけども。

このこげ茶というのは、照明条件が悪い場合にあまりよく見えないので、自動車がぶつかっちゃうんじゃないかなとか、ちょっと酔っぱらっていたりするとどうなんだろうとか。呑川付近、ちょっと照明があまり明るくないような点もございますので。実際、新しくなった後、どんな感じなのかなということを、完成後に私も見学させていただいて、確認させていただきたいなと思います。

防護柵がありきで橋が決まっていくというような決め方なのかなというようなところがです。ちょっと先ほどの、このブラウンを使うことについては、やはり場所、場所によっては危険な場合

もあるんじゃないか、そういった意見もほかの自治体さんでも出てきていたりしますので、国交省のこれ自体を絶対使わなくてはいけないという指定ではございませんので、検討の一つというふうに考えていただいて。河川の橋梁の色彩計画に関しては、こうやって1個ずつ何回も何回もやっていくというよりは、大田区の一つの考え方としておまとめいただいても、そういう方法論もあるのではないかなど、感じた次第です。

今後、こういった整備もどんどん進んでいくと思いますので、方針をお立てになるなり、ご検討いただく機会をぜひ、つくっていただきたいなど、思っております。

中 井 会 長            ありがとうございます。事務局からいかがですか。

河 原 田 幹 事        今のご意見につきまして、今後、呑川、同じ色で全部やるということも当然ないと思います。呑川は結構長く流れておりますので、地域の特色にあわせて、どういう形のイメージを持ったほうがいいのか。

また、近隣の皆さん方の当然、意見も工事をやる前に聞きながら要望として取り入れたりとか、そういうこともしております。今後、どういう形で計画していったほうが一番いいのかということにつきましては、都市基盤整備部と都市計画担当の係で、今後、勉強会等も進めていって検討していきたいと思っております。

中 井 会 長            ちょっと確認ですけれど、呑川は大田区の管理なんですか。

荒 井 幹 事            呑川自体は東京都の管理でございます。この橋自体は区道であれば区が管理、都道であれば東京都がやると。国だったら国がやるような形になります。そこはそれぞれ皆さん考え方が違うところでございますので。統一する場があれば、そういうこともできようかと思えます。

また、先ほどの橋に関しましては、やはり地域の住民の方の思いが強いものがございます。地域の方にいろいろ相談しながら、形態等も色も決めてきた経緯がございます。

倉敷とかであれば、全体の景観として同一性統一性というものを設けている場所がございますけれども。普通の都市であれば、橋は100年もつものがございますので、つくるものも時代によって、

どんどん変わっていきます。ですから、統一となるとなかなか難しいのかなというのが我々の考え方もございます。

そんな中で、まちづくり協議会等が、その部分は全部統一してほしいという形であれば、また、そういう話もできるのかなというような考え方もございます。

中 井 会 長      ほかはいかがでしょう。

それでは、小林委員、加藤委員の順でお願いします。

小 林 委 員      僕も色があまりガチャガチャするのは好きじゃないんですけれども。やっぱり、橋ごとに変化があるほうが。例えば中目黒、目黒川は、行きつけのレストラン、どこで左折するかわからないときに、赤い橋を目印に行くわけですね、タクシーで行く場合。やっぱり、橋が幾つも同じようなのが並んでいるとどこを左折していいか分からない。

もう一つは、セーヌ川にしても隅田川にしてもみんな個性があって、それぞれ楽しい、これは言問橋だとか何だとかね。先ほどのそのときの技術というか、そのとき100年の中で、その変化というものも楽しめると思いますので。僕はある程度の変化があったほうが、個性があったほうがいいと思います。

中 井 会 長      はい、では、加藤委員。

加 藤 委 員      呑川は大田区の真ん中を流れる、大田区の代表というかシンボルにもなる川だと思うんですけども。そこが、やはりある程度の基準があって、ずっと同じ形でのその基準の中で守られてやっていくというのがいいのかなと。

今回、橋が話題になっているんですけども、多分、フェンスもそうだと思うんです。呑川全体、上流から下流まで大田区のシンボルとしてなるということで、大田区全体のその基準とは違う特徴のある基準を設けてもいいんじゃないかなと。ですから、一本ずつ考えるというよりは呑川全体をどうするのか。地域ごとに若干の違い等はあるといいと思うんですけども、基準だけは何かある程度、設定していったほうがいいのではないかなと思います。

中 井 会 長      はい、その基準はあれですね。小林委員が言われたように、橋ごとの特徴を出していくというようなものを含めた基準でも、もち

ろん構わないということだと思っんです。

大体、ご意見は、そもそも川は一本でつながっているんだから、その何か全体計画みたいなものはないかと思っんです。というような問題提起なのではないかと思っんです。

多分、川を管理している側のところと、それから川にかかっている橋は区道があったり、都道があったり、場合によっては国道があったりというようなことなので、結構、どこでも苦労している問題なんですけど、きょうは、そのご専門の福井委員がご欠席なので、野原委員にかわりちちょっとコメントを。

野原委員 私も今、会長が整理されたとおりに、隅田川にしても隅田川全体で、まさにわざと変えている、それぞれ震災復興のときに苦労かけられましたけど。橋全体の考え方みたいな問題提起を、ほかの委員からもされているので、そこを考えていくということ。

将来的に、現場でどれだけできるかと、ちょっと難しいとは思っんですけど。都や国も含めて、一つの全体の景観の軸として議論できる俎上に乗るといふこともあるかなと思っんです。

引き続き、呑川の位置づけといふのを、やはり区民の方々含めて議論をして、全体をどういふふうに考えていくかといふのが必要か否かといふことも含めて、今後、考えていく必要はあるのかなと。

それぞれのバラエティに富んでいても構わないとは思っんですけど、全体を見たときに、まさに考えていくといふのは重要かなと思っんです。

そもそもバラエティにいくのか、調和型でいくのかといふことも少し考えていく必要はあるのかなと思っんです。

現場では、1個1個はそういう形で多分動いてはいて。隣の橋を見ながらあわせようといふことも実際はされている結果がこの結果だとは思っんですけど。だとすれば、本当にもうみんなにあわせていくといふことをきっちり考えていくのかとどうかといふところが、引き続き議論として必要なかなと思っんです。

中井会長 ほかに、いかがでしょう。

はい、川尻委員、どうぞ。

川尻委員 今まで出た話の繰り返しになって申し訳ないです。同じよう

に、どうしてもやっぱり全体像と全体計画みたいなのがあって、その中で1個1個なり、ものを言い続けていく必要がある。それは多分、色だけじゃなくて、形の話もありますし。当然、形の話になってくると、橋脚の話ですとか、そういうのもどうするかと全部いろいろかかわってくるんで。その辺全体的なものがやっぱりあったほうが非常にいいのか。その中でここの橋の特徴も出ていると、そういうようなことに何か配慮して今後、やっていただければと思うんですが。

写真の中で中之橋とか道々橋の間に何本か橋があるんですけど、そこは草色の橋梁がかかっていたりとかですね、実際行ってみたらそういうのがあったりとか。あと、水管橋が水色で塗られているものがあったりとか、結構いろいろあるんですね。ですから、そういうのが今すぐどうこうということでもないんでしょうけれども、将来的にはそういうことも含めて、手すりのところだけの話じゃなくて、全体的に考えていただけないかなというふうに思います。

それと、もう一つ、ここのダークブラウンのことで、それはそれで今の時点だといいいのかなとは思いますが。例えば、この河川の手すりについては、これ模様が入っていて、薄くなったりとかがあるんですね。ですから、例えば、さっきの何%という話がありましたけれども、例えば少し模様を入れることによって例えばそういう工夫ができなかったのかなと思いました。

以上です。

中 井 会 長      はい、ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

小林委員、どうぞ。

小 林 委 員      河川って上流と下流では幅が違うと思うんですよね。ですから、例えば人間に例えて大変失礼ですけど、背の低い太った人と背の高い痩せた人では、当然、似合う洋服って違うと思うんですね。ですから、4 mの車で高さが1,700という軽自動車と6 mの高さが1,400ぐらいのリムジンでは、デザインを追及すると、当然、デザインは違ってきて当たり前であって、それを一つのデザインでやってしまったら非常におもしろくない、美しくないと思いま

す。

中井会長 はい、ありがとうございます。ほか、どうですか。

杉山委員 共通性というのは、同じデザインという意味じゃなくてということではないかなと思います。というのも、私も割りと橋の色をずっとやってきておりました。

神奈川県でも、例えば相模川も、上流、中流、下流で全部調査をして、それぞれの地域性に合わせてということで色を検討したりとか。現在の隅田川の中流域、いわゆる下町にかかっている橋でございますけれども、検討が進んで、これから塗りかえが始まります。そのときも、ある程度商業地区なので、きちんとにぎわいということを考えながらも、でも、もう少し渋めの色に復興、関東大震災のときの復興のときの気持ちにも少し寄り添った形でということに色を変更しようとかですね。そういう動きも実はやってらっしゃるんですね。

中流域とか上流域とか、それぞれの特性だとか、規模ですとかを考えながら。例えば今度、全部ダークブラウンにしちゃうのというのと、また、それはそれで変かもしれないですし。全部アイボリーにするのとか、何かその辺の区分けをしながら、さっきお話がありました、やっぱり大田区での重要な河川という位置づけは変わらないと思うんですね。皆さんにも、もっと関心を持って、ここの景観をよくしようということで取り組んでいただきたいなというきっかけに、逆に話し合うとか、検討するなんていう機会があれば、もう少し盛り上がってくるのかなと思ったりします。

そういった意味で、結果としてどういう色になるかは、私はちょっとわからないですけれども。そういうふうに皆さんの議論だとか、自治会なり協議会なりとかという方たちにもかかわっていただくとか、そうなってくれば、例えば都道であっても都へも具申できるんじゃないかとか。区民なり大田区のご担当の方たちが、こうしたいなとすごく思えば、国道であっても意見は述べさせていただけるというような状況になるのではないかなと期待する次第です。

ですから、ここは区道しかやれないよというよりは、大田区として大事なところだから、大田区としてはこう考えるというふうにお

まとめになってもよろしいのではないかと提案させていただきます。  
以上です。

中 井 会 長 審議会の委員の皆さんの意見としては、川なんだから一気に通貫でちゃんと計画をつくって、バラエティに富むようなものも含めて、少しそういうことをお考えになってはどうかというご意見かなと思います。

景観法には景観協議会という仕組みがあって、これは主にこういう状況のときのために用意されているものなので、いろいろな関係者ですね。

それから、これ橋だけじゃなくて、私、写真見たときに、もともとの三面張りのほうが結構問題だなと思ったんですけど。それでも、河床のほうでちょっといろいろな取り組みはされてたりするので。当然、河川管理の中のほうね、そちらと非常に大きな関連が当然、橋のデザインはあるので。少し河川の管理局のところとも本当は入ってもらって、少なくとも、本当は上流は世田谷区のほうだからあれなんだけど。大田区の部分だけでも。世田谷区のほう、ほとんど暗渠化されてますね、たしか。だから、そういう計画を少し検討してみるような方向でお考えいただければと思います。

例えば、多摩川なんかは結構、国がしっかり管理していて、そういうのをつくってます。その呑川版というのでしょうかね、そういうものをちょっとお考えいただくなり、そういうものの検討がどういう形でできるのか、少し検討をしてみただければと思います。

ということで、この橋の本日お諮りしているのは、この特別な本村橋だけの案件でございますが、それについては、色については、大きなご異議ございませんですね。

(なし)

中 井 会 長 これは何か転落防護柵と合わせるということですし。もとの緑色よりはだいぶいいかなという気もするので、お認めをしたいと。審議会としてはお認めしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

中 井 会 長 はい、ありがとうございました。それでは、そのように採決を

させていただいたことにいたします。

それでは、残りは報告事項が数件ございます。

一つ目が、景観資源の指定解除です。お願いします。

河原田幹事 まず、報告1、「大田区景観計画に基づく景観資源の指定解除について」としまして、資料番号6の大田区景観計画に基づく景観資源の指定解除のほうをご覧ください。

詳細については、担当のほうから説明させていただきます。

事務局 報告させていただきます。

景観資源の指定の取り扱い方針につきましては、平成27年1月15日の第3回大田区景観審議会におきまして決定しておりまして、登録抹消の場合につきましては、「文化財の保護法」の登録抹消の告示後、又は建てかえ等により当該建築物がなくなった段階で、自動的に景観資源の指定を解除する。その後、大田区景観計画の「軽微な変更」として、景観審議会に報告すると決めておりまして、今回の報告になりました。

今回は、田園調布地区に建っております鈴木家住宅主屋と加藤家住宅主屋でございます。

景観審議会、この届出に関しましては、去年、除却の報告が出されておりまして。鈴木家につきましては、去年の4月23日に除却されまして、5月29日に届出、加藤家につきましては7月31日に除却されまして、8月8日に届出が出ております。

この二つにつきましては、昨年、平成27年10月16日に開催されました、第163回の文化審議会文化財分科会において、登録抹消について諮問答申がされている物件でございます。ただ、まだ、この登録についての告示はまだでございますが、方針で定めたとおり、景観資源のほうから除外することになっております。

以上、報告でございました。

中井会長 これは、登録有形文化財になっていたものが除却をされたので、指定の解除をしましたということです。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。もう既にものがないということですので、指定の解除ということでの報告です。

次に、報告の2、「今年度及び来年度の景観形成に関する取組状

況について」ということで、お願いをします。

河原田幹事 資料7、今年度及び来年度の景観形成に関する取組状況についてをご覧ください。担当のほうから説明させていただきます。

事務局 引き続き報告させていただきます。

今年度先ほど、答申をいただいた景観賞の実施が主な動きとして行っておりましたが、一応、事務局のほうとしては、コンサル等も含めて、そのほかに景観重要建造物指定に対する調査ですとか、もしくは洗足池の周辺の景観形成の重点地区の指定に向けた調査ですとかを行っておまして、来年度も引き続きそれを詰めていこうと考えております。

来年度は新しくやる事業としましては、池上本門寺周辺地区の景観形成重点地区の指定に向けた基礎調査を来年は行っていきたくと思っています。

そのほかに、先ほどから議論がございました第2回の景観まちづくり賞の実施へ向けた検討を来年度は行っていきたくと思いますので、委員の先生方、引き続きよろしくお願いたします。

そのほか、屋外広告物の規制誘導に関する調査も進めていきたくと思っています。よろしくお願いたします。

中井会長 はい、それでは、ご質問やご意見等いかがでしょうか。来年度といっても、間もなく始まる年度ですけれども、こういったことに取り組んでいきたくということで。幾つか景観形成重点地区の指定に向けての調査が。一つは、洗足池公園周辺ですけれども、それはもう動いているものを継続と。新しいものとして池上本門寺周辺が出てまいるといことですね。いかがでしょう。

加藤委員、どうぞ。

加藤委員 来年度というわけではなくて、私、すごく気になっているのは、先ほど話題になった呑川なんですけども。景観形成重点地区になっているんですけども。ここを将来的にどういうふうな形で皆さんの意見を集約しようとしていくかということが。今回、来年度はやらないみたいな形なんですけども、絶対、あそこの呑川はやるべきだと思うんですけども、それも計画には乗るんでしょうかという質問です。

中 井 会 長 はい、どうですか。

事 務 局 景観形成重点地区には、指定されております、呑川につきましては。その中で呑川自体が景観重要公共施設の指定をされていたりだとか。今回の呑川の架け替えについての色彩についても、特別な基準を持っているということがございます。課長からも報告ありましたように、橋も含めた形で勉強会等を進めていきたいなと思っております。

中 井 会 長 まずは、ちょっと庁内でまず検討していただいてからですかね。ここに出ているのは、予算措置がとられているという意味でよろしいんですね。

事 務 局 はい。

中 井 会 長 はい、ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、続いて報告の3に参ります。

第1回大田区景観まちづくり賞、本日ご審議いただいたものですが、その表彰式の実施について、ご説明をお願いいたします。

河 原 田 幹 事 資料8、第1回大田区景観まちづくり賞表彰式の実施についてをご覧ください。担当のほうより説明をさせていただきます。

事 務 局 引き続き、資料8なんですが。きょうの決定していただきました景観まちづくり賞につきまして、表彰式を準備しております。

今年の5月25日の水曜日ですが、夜の6時から8時に大田区民ホール・アプリコ小ホールということでキックオフイベントを行った会場でございます。ここで表彰対象者の方をお呼びいたしまして、きょうと同じような表彰と表彰理由等をご説明しながら、区長のほうから表彰状をお渡しするという会を一部に予定しております。第二部に、きょう、ご議論いただいたんですが、大田区の景観まちづくり賞の実施について、来年度も含めて、もしくは振り返りながらパネルディスカッション等を検討させていただいた委員の先生方とともに行いたいなと思っておりますので、また、よろしく願いいたします。

これに関連いたしまして、きょうの決めていただきました表彰対象につきましては、景観パネル展ということで、5月17日から26日まで、大田区役所の1階と3階の展示ホール、このスペースで展示

したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

中 井 会 長 はい、5月25日水曜日の夜になりますけれども、表彰式が行われますので、委員の皆さん方は、ぜひ、ご出席いただければと思います。

それから、表彰式に引き続いて、パネルディスカッション等があるようですので、こちらのほうは専門部会のまた先生方にご苦勞をお願いしようかと思っておりますので、そちらのほうもご予約おきいただければと思います。

それでは、こちらは報告ということでよろしゅうございますね。

事 務 局 よろしくお願ひします。

中 井 会 長 はい、それでは、報告最後になりますけれども、報告の4、運用の報告としまして、平成27年度景観計画運用状況及び景観アドバイザー会議について、事務局よりご説明お願ひいたします。

事 務 局 では、担当石塚から説明させていただきます。

資料、まず、運用件数についてということで、資料9をご確認ください。昨年(平成26年)の4月1日から2月19日までです。

その段階での集計ですけれども、まず、条例に基づく事前協議は128件、景観法に基づく届出は101件、公共施設等の通知については4件となっております。その後、協議件数は増えていて、前年度と同じ140件程度が恐らく今年度の件数になると予想しています。平成25年10月から景観計画の運用を始めて今年で3年目になりましたが、徐々に変更届と完了報告書のほうの提出をしていただくのが増えてまいりました。変更届出は25年度分が8件、26年度分が21件、完了報告書のほうが25年度が10件、26年度が26件です。

運用するに当たって、年間を通して定期的に届出協議はありますが、事前相談等も窓口業務の中で行っておりますので、景観計画は徐々に浸透はしてきたように、窓口対応をされていて思います。

今後も窓口対応等で、わかりやすい説明を心がけて、景観計画の内容についてもご理解いただくように努力していきたいと思っております。

次の、景観アドバイザー会議についてなんですけど、資料10をご確認ください。

この一覧は、月2回行われるアドバイザー会議の内容、資料作成時のもの、当時の一覧となります。ちょっと丸がついてて青くなっている部分が公共施設関係の部分。緑色に塗られている部分が現場確認にいった部分、白っぽくなっているところが民間事業者の物件についてということになります。届出対象規模でない公共施設についても、積極的に議題に挙げていただいて、特に今回、本村橋の話もありましたけれども、駅前整備や土木施設についても非常に多く相談をしていただいております。

ご意見、アドバイザーからいただいて、担当部局等で検討、反映をしていただいているのが、今、よくわかる状況になってきております。

今後も景観アドバイザー会議を通して、職員や民間事業者への景観についての意識浸透を促してまいりたいと考えております。

報告4については、以上です。

中井会長 はい、ありがとうございます。ご質問等ございますでしょうか。

大澤委員、どうぞ。

大澤委員 質問といたしますか、お願いなんです。資料、今の9、10あると思うんですけども。

例えば、アドバイザー会議の内容についても、結局どういう問題があって、結局どういう結論になったのかということが、これを見ただけだとわかりにくいので。これ、論点が何か、どういうアドバイスが得られて、どういう結論になったのかというようなことをまとめてもらったほうが、委員にも理解がしてもらいやすいのかなという感想を持ちました。

9のほうもですね、数字で示していただいているんですけども、結局、この数字から何を読み取ればいいのかちょっとわかりにくい。例えば、この年度の特徴、例えば地区及び地域でこういう文献がふえてますとか、こういう問題が起きてますという何らかの説明を加えていただけると理解できるかなという感想を持ちました。

中井会長 はい、杉山委員、どうぞ。

杉山委員 私は、資料9のほうでございますけれども。これを見たときに

事前協議で国分寺崖線が55あがってきてるんだななんていうふう  
に感想を。あと、空港臨海部というのが12件というふうなことで。こ  
れはどうしてなんですか。というか、この辺がすごく開発されてい  
るということなんですかね。ちょっとそういうふうの中身がちょっ  
とわからないので、興味があります。国分寺崖線は、やっぱりみんな  
が意識して、いっぱい協議出してくれるのだろうかとか。厳しい  
からいっぱい出てくるのかとか、この2点教えていただければと思  
います。

中 井 会 長 はい。どうぞ。

事 務 局 では、今の国分寺崖線と空港臨海部についてなんですけれども。  
国分寺崖線については、やはり届出対象規模が小さい。どの規模  
でも全ての規模に対して届出、事前協議をしてくださいというところ  
なので、特にこれだけ多いです。

あと、田園調布という場所柄だと思うんですけども、建物は基本  
的に売買されると一回取り壊して新しい建物を建てるというよう  
な特徴が見受けられるので、ほかの住宅地よりかは建てかわりとい  
うのが激しいので特に出されるのじゃないかなと思っております。

空港臨海部に関しては、海沿いの埋立地とかの部分で、やはり一  
気に建物が建って、倉庫とか物流施設が建った関係で、今、ちょう  
ど更新時期にきているので、よく外観の改修だったり建物を建てた  
りというのが多く来て、今後も同じように来るのではないかなと思  
います。

なので、アドバイザー会議も、この空港臨海部6件になっている  
のは、特定大規模建築物に当たる規模、延べ床1万平米か、高さ45  
メートル、そちらに該当してくる大きな規模が今後も出てくるのが  
予想されると考えています。そのため、件数がほかのところよりも  
多く見受けられるのじゃないかなということです。

以上です。

中 井 会 長 はい、大澤委員の質問についてはどうですか。

事 務 局 資料のまとめ方が、もうちょっと皆さんにわかりやすくご意見  
いただけるように、今後、まとめていくようにしていきたいと思  
います。

中 井 会 長 多分、運用の評価ということだろうと思うので。まだ、1年目、2年目はなかなか評価そのものも難しかったと思うんですけども、もう3年目になるんですかね、今度で。そろそろ1回目のそういう評価を試してみるのもあるのかなということも思いますので、少し。そういうようにしていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、一応、本日用意をいたしました議題は、これで全部です。以上でございますので、大田区の第5回になりますけれども、景観審議会を閉じたいと思いますが、その前に事務局から何か連絡事項等ございますか。

河 原 田 幹 事 特にございません。

中 井 会 長 次回は大体いつごろになるんですかね。

事 務 局 表彰式の後あたりで、一度設定させていただきたいと思います。

中 井 会 長 夏前ぐらいに、次回、またお集まりいただくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで第5回の大田区景観審議会を閉会とさせていただきます。長時間のご審議、どうもご苦勞さまでございました。

午後7時43分閉会